

## 平成 25 年度水道局における入札・契約制度の改正について

水道局では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の改正を行ってまいりました。平成 25 年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

### I 予定価格について

#### 1 実施時期

平成25年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より適用する。

#### 2 内容

予定価格の設定については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の趣旨に基づき、設計金額と同一とします。

### II 最低制限価格の算定について

最低制限価格は、予定価格の各費目に率を乗じた額の合計で算定しますが、その合計額が予定価格の70%を下回った場合は予定価格に70%を乗じた額、90%を超えた場合は予定価格に90%を乗じた額とします。

また、予定価格の各費目に率を乗じた額又は上記により計算した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※ 率は昨年度と同じとします。

①最低制限価格算定方法(建設工事) 業種に応じて、表中の算定式を基準に最低制限価格を算定します。

工事の種類	算定式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 80\% + [一般管理費] \times 30\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 80\% + [一般管理費] \times 30\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 90\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 80\% + [一般管理費] \times 30\%$

※これによることができない場合は、個別に設定します。

②低入札価格調査制度における調査基準価格及び調査最低制限価格算定方法(建設工事)

【調査基準価格】 業種に応じて、表中の算定式を基準に調査基準価格を算定します。

工事の種類	算定式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	[直接工事費]×95%+[共通仮設費]×90%+[現場管理費]×80%+[一般管理費]×30%
建築・電気・管工事	{直接工事費-(直接工事費×10%)}×95%+[共通仮設費]×90%+[現場管理費+(直接工事費×10%)]×80%+[一般管理費]×30%
その他の工事	[直接工事費]×90%+[共通仮設費]×90%+[現場管理費]×80%+[一般管理費]×30%

※これによることができない場合は、個別に設定します。

【調査最低制限価格】 業種に応じて、表中の算定式を基準に調査最低制限価格を算定します。

工事の種類	算定式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	[直接工事費]×85%+[共通仮設費]×75%+[現場管理費]×70%+[一般管理費]×30%
建築・電気・管工事	{直接工事費-(直接工事費×10%)}×85%+[共通仮設費]×75%+[現場管理費+(直接工事費×10%)]×70%+[一般管理費]×30%
その他の工事	[直接工事費]×80%+[共通仮設費]×75%+[現場管理費]×70%+[一般管理費]×30%

※これによることができない場合は、個別に設定します。

### Ⅲ 前金払について

前金払をすることができる案件における、前払金の上限額を見直します。

#### 1 実施時期

平成25年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より適用する。

#### 2 内容

【現行】

	前払金額	
	通常	低入札価格調査により決定した場合
市内業者	契約金額の10分の4以内で 8,000万円以内	契約金額の10分の2以内で 8,000万円以内
その他業者	契約金額の10分の4以内で 6,000万円以内	契約金額の10分の2以内で 6,000万円以内



【変更後】

	前払金額
	全ての案件
全業者	契約金額の10分の4以内

## IV 現場代理人の兼務について

### 1 実施時期

平成25年4月1日以降に入札案内及び公告する案件より適用する。

### 2 内容

現場代理人は、工事現場に常駐が義務付けられているが、**一定の要件を満たすと発注者が認めた場合**、兼務することができます。

※ 以下条件をすべて満たす工事について、合計3件まで現場代理人の兼務を認めます。

- ① 姫路市水道局の発注する工事であること。
- ② 当初請負金額が2,500万円未満であること。
- ③ 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- ④ 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- ⑤ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- ⑥ 工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。
- ⑦ 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

※ 工事現場の運営または安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務を継続することが不相当と認められる場合は、兼務の取り消しを行いますので、新たに現場代理人を配置してください。

※ 上記の条件において、現場代理人の配置ができない場合については、入札を辞退してください。

## V 暴力団排除について

姫路市暴力団排除条例の施行に伴い、契約からの暴力団等の不当な影響の排除を推進するため、契約約款の見直しを行います。